

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭  
長崎市実行委員会

# 第1回 総会

文化をみんなに



ながさきピース  
文化祭2025

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭

令和7年9月14日(日)→11月30日(日)



第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎市実行委員会  
令和5年度事業計画（案）

1 実施事業の調査・検討及び連絡調整

- (1) 分野別交流事業の調査・検討及び実施団体との連絡調整
- (2) 地域文化発信事業の調査・検討及び実施団体との連絡調整

2 開催気運の醸成

ながさきピース文化祭 2025 の気運醸成に必要な事業の検討

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭  
長崎市実行委員会 令和5年度収支予算（案）

## 1 収入の部

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
市負担金	529	長崎市負担金
合 計	529	

## 2 支出の部

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
旅費	250	出演依頼等旅費
消耗品費	229	実行委員会公印、事務用消耗品等
通信運搬費	50	郵送料等
合 計	529	

第 4 0 回国民文化祭、第 2 5 回全国障害者芸術・文化祭  
長崎市実行委員会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 4 0 回国民文化祭、第 2 5 回全国障害者芸術・文化祭長崎市実行委員会会則（令和●年●月●日施行。以下「会則」という。）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、第 4 0 回国民文化祭、第 2 5 回全国障害者芸術・文化祭長崎市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務分掌）

第 2 条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

（職員）

第 3 条 事務局に別表第 2 の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる長崎市市民生活部文化振興課職員をもって充てる。

2 前項に掲げる職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員を置くことができる。

3 前項の非常勤職員は、第 4 0 回国民文化祭、第 2 5 回全国障害者芸術・文化祭長崎市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

（職務）

第 4 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の職務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局係長は、事務局長又は事務局次長の命を受けて、事務局の係の事務又は所管の事務を掌理し、事務局係員を指揮監督する。

4 事務局係員は、前各項に掲げる職員の命を受けて、担当の事務を処理する。

5 非常勤職員は、前各項に掲げる職員の命を受け、特定又は臨時の事務を処理する。

（服務）

第 5 条 事務局職員、非常勤職員の服務については、長崎市職員の例による。

（会長の決裁事項）

第 6 条 次に掲げる事項は、会長の決裁を受けなければならない。

（1）第 4 0 回国民文化祭、第 2 5 回全国障害者芸術・文化祭長崎市実行委員会の委員の委嘱に関すること。

（2）事務局規程及び企画会議規程の制定及び改廃に関すること。

（3）1 件の金額が 2 0 0 万円を超える予算の流用を決定すること。

（4）1 件の金額が 5 0 万円を超える予備費の充用を決定すること。

（5）1 件の設計金額が 5, 0 0 0 万円を超える工事又は製造の請負を決定すること。

（6）1 件の設計金額が 1, 5 0 0 万円を超える業務委託を決定すること。

（7）1 件の支出予定額又は設計金額が 1, 0 0 0 万円を超える物品の購入、修理等を決定すること。

（8）寄附金、補助金、交付金、負担金、貸付金、償還金、利子及び割引料、投資及び出資

金又は積立金(支出先及び支出先別金額が予算において決定しているもの又は法令等により支出基準があるものを除く。)で、1件500万円を超えるものの支出を決定すること。

(9) 前4号に掲げるもの以外のもので、1件の支出予定額又は設計金額が1,500万円を超えるもの。

(10) その他異例と認めるもの。

(専決)

第7条 事務局長及び事務局次長並びに事務局係長は、別表第3に掲げる事項を専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事務局長にあっては、長崎市事務決裁規程(昭和41年長崎市訓令第4号)第2条第6号に規定する部長の例により、事務局次長にあっては、同条第13号に規定する課長の例により、事務局係長にあっては、同条第17号に規定する係長の例により専決することができる。

3 前各項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第8条 専決権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める者が代決することができる。

2 前項の規定により代決した事項については、速やかに専決権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りでない。

(文書)

第9条 文書には、「長国文祭」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。

2 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の専決を受けるもの 局長

(3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長

(4) 事務局係長の専決を受けるもの 係長

3 会則第16条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を長崎市へ引き継ぐものとする。

4 前各項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、長崎市文書規程(昭和37年長崎市訓令第9号)の例による。

(公印)

第10条 事務局で使用する公印の名称、形状、寸法及び書体は、別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項に定める公印の管理は、事務局次長が行うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、長崎市公印規則(平成12年長崎市規則第134号)の例による。

(旅費及び費用弁償)

第11条 事務局職員の旅費の額及びその支給方法については、長崎市職員等の旅費に関する

る条例（昭和29年長崎市条例第29号。以下「旅費条例」という。）の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、非常勤の職員の報酬等に関する条例（昭和31年長崎市条例第24号。以下「非常勤職員報酬等条例」という。）の例による。

3 前各項の規定にかかわらず、緊急の場合又は旅費条例及び非常勤職員報酬等条例の例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

（予算）

第12条 事務局長は、会長の指示に基づき、会計年度毎に予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に変更を加える必要が生じた場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第15条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第14条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第15条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第16条 この規程に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、長崎市の例による。

（委任）

第17条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

別表第1（第2条関係）

組 織	所掌事務
第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎市実行委員会事務局	1 実行委員会事務局の組織、人事、服務等に関すること 2 総会の開催運営に関すること 3 実行委員会の事業計画及び事業報告の事務に関すること 4 実行委員会の予算、決算及び監査に関すること 5 その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること

別表第2（第3条第1項関係）

事務局職名	長崎市職員としての職名
事 務 局 長	市民生活部 文化振興課 課長
事 務 局 次 長	市民生活部 文化振興課 主幹
事 務 局 係 長	市民生活部 文化振興課 係長
事 務 局 係 員	市民生活部 文化振興課 職員

別表第3（第7条関係）

事 項	事務局長	事務局次長	事務局係長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること	重要なもの	軽易なもの	
(2) 非常勤職員の任免に関すること		○	
(3) 非常勤職員の服務に関すること		○	
(4) 事務の分担に関すること		○	
(5) 会議等の開催の決定に関すること	○		
(6) 出張命令に関すること	実行委員会の委員並びに事務局長、事務局次長	事務局係長、事務局係員、非常勤職員	
(7) 工事又は製造の請負に関すること	1件の設計金額が2,000万円を超え5,000万円以下のもの	1件の設計金額が2,000万円以下のもの	
(8) 物品の購入、修理等に関すること	1件の支出予定額又は設計金額が500万円を超え1,000万円以下のもの	1件の支出予定額又は設計金額が500万円以下のもの	

(9) 物品の賃貸借に関する こと	1 件の支出予定額 又は設計金額が 500 万円を超える もの	1 件の支出予定額 又は設計金額が 500 万円以下の もの	
(10) 業務委託に関するこ と	1 件の支出予定額 又は設計金額が 700 万円を超え 1,500 万円以下の もの	1 件の支出予定額 又は設計金額が 700 万円以下の もの	
(11) 前4号以外の契約等 に関すること	1 件の支出予定額 又は設計金額が 700 万円を超え 1,500 万円以下の もの	1 件の支出予定額 又は設計金額が 700 万円以下のも の	
(12) 寄附金、補助金、交付 金、負担金、貸付金、償還 金、利子及び割引料、投 資及び出資金又は積立金 (支出先及び支出先別金 額が予算において決定し ているもの又は法令等に より支出基準があるもの を除く。)に関すること	1 件の支出予定額 が 200 万円を超 え 500 万円以下 のもの	1 件の支出予定額 が 200 万円以下 のもの	
(13) 予算の流用に関する こと	1 件の金額が 50 万円を超え 200 万円以下のもの	1 件の金額が 50 万円以下のもの	
(14) 予備費の充用に関する こと	1 件の金額が 20 万円を超え 50 万 円以下のもの	1 件の金額が 20 万円以下のもの	
(15) 職員の在勤地内出張 に伴う船車券を交付する こと			○

別表第4（第8条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局係長
事務局係長	事務局係員のうち上席者

別表第5（第10条関係）

公印の名称	形状	寸法	書体
第40回国民文化祭、第25回 全国障害者芸術・文化祭 長崎市実行委員会会長印	正方形	25 ミリメートル	かい書
第40回国民文化祭、第25回 全国障害者芸術・文化祭 長崎市実行委員会事務局長印	正方形	25 ミリメートル	かい書